

# 日本とドイツの歴史認識の落差

小林正弘

はじめに

今夏の東京五輪・パラリンピックはコロナ禍で国民多数の反対を押し切つて強行された。この開催自体が問われるべきだが、我々の目の前で展開されたのは、到底、民主主義国家とは言えないような恥ずかしい問題の数々であった。組織委員会会長・森喜朗氏による女性蔑視発言、演出総括者・佐々木宏氏によるタレントを豚に見立てた人権無視問題、開閉会式作曲者・小山田圭吾氏の過去の障害者虐待問題、開会式の総合調整を担う・小林賢太郎氏による過去のホロコースト擲論問題など、今日の社会では許されない発言である。

元外務審議官で現在国際戦略研究所の田中均氏は今

年の7月28日付朝日新聞の「論座」に寄稿し、「これらは人権に対する日本社会の意識の低さを表すととられかねないが、そのような人物を任命した政府・組織委員会の責任は重い。残念ながら五輪開催に至る過程で露呈したガバナンス不全で、その背景には政治の劣化がある」と喝破している。

私がこの論考で取り上げたいのは、小林賢太郎氏のホロコースト擲論問題にかかわる日本人のゆがんだ歴史認識の問題である。ユダヤ人虐殺を「虐殺ごっこ」と笑いの種にした罪は深いが、元首相まで務めた麻生太郎氏による過去発言（憲法改正は）「ナチスのやり方に学んだらどうか」（13年7月29日）や「結果が大事故だ、何百万人も殺したヒトラーはいくら動機が正し

くともダメなんだ」(17年8月29日)は悪質で撤回して済む話ではない。

それ以上に許し難いのは、現在進行中の高校教科書執筆編集段階で日本会議や櫻井よしこ氏ら右翼文化人による「南京虐殺はなかった」「従軍慰安婦や強制連行否定」の要求に菅政権が閣議決定をもって応え、教科書会社が書き換え、文科省がそれを承認したこの報道は国民を愚弄するものだ。右派勢力の総帥ともいべき安倍元首相は、右翼雑誌『月刊・HANA DA』の対談で「共産党に代表されるように、歴史認識などにおいても一部から反日的ではないかと批判されている人たちが今回の(五輪)開催に強く反対しています」と述べた。

ドイツは戦後70年以上経った今でもナチスによる犯罪の追及や被害者個人への賠償を続けている。2度のドイツ訪問とドイツ人から聞き取った話をはさみながら日本とドイツの歴史認識の落差について論証してみたい。

## 1 ドイツ人は加害の歴史を中心に学ぶ

私とドイツとのかわりは市内I中に在任中、私の

クラスにドイツ人の女生徒が在籍したことによる。両親は新潟大学にドイツ語の講師として来日中だった。

この家族は女生徒の弟を含め日本語が堪能で、教育を中心にお互いの国の歴史等について深い会話が可能だったのは望外の幸せだった。父のDさんはベルリン自由大学の教授、母のGさんは現在もマルチン・ルター大学(旧東ドイツ)の教授である。その後、Gさんは「日独非行問題の比較研究」で何度も来日され、私も研究のお手伝いをさせていただいた。娘のLさんは「日独法制史の比較研究」で博士号を取得、法制史研究所を経てウイーン大学の教授である。初めてのドイツ訪問は97年8月Dさん宅に5日間ほどお世話になりドイツ国内のポツダム、ユダヤ人収容所など加害の史跡、旧東ドイツの街、Lさん姉弟のギムナジウム(中等学校)の授業参観等を果たし、高校教師のお話も伺った。

かつての西ベルリンの中心部に区役所が管理するという広場がある。その中央に高さ約4m、横約10mのあまりのガラスの壁が建っている。(実は鋼鉄製)そこには何やら文字がびっしりと刻まれていた。Dさんの説明によれば、「この壁は1994年に建てられ

ました。1943年ナチスはこの教会（隣にある教会を指さして）を破壊してユダヤ人の連行が始まりました。この地区には3186人のユダヤ人がいました。全てが連行され、生き残ったのはわずか150人です。この事実が分かったのは、この地区の人々、中学生も高校生も参加して掘り起こし運動が行われたのです。その結果、殺された人々の名前、住所、年齢、連行された収容所名が全て明らかになりました。「なぜ鏡なのでしょうか」との私の質問に「二つの意味があります。一つは加害者である自分を見つめながら被害者の名前を読むこと、二つ目は壁だから行き止まりです。立ち止まって深く考えることです」重要なことは、加害国民が加害の地で、しかも、行政が管理する公園に記念碑を建てることの重さである。94年といえば、日本では「新しい教科書をつくる会」が恥知らずな「自由主義史観」なる政治運動の準備をしていた年である。

Dさんは私の要望に応えて、丸一日をかけ、国内最大のBUCHENWALD強制収容所に案内くたさった。ベルリンから南西に約200キロの森の中にあつた。1937年設立、今はキャンブゲイト、管理棟、遺体焼却場、鉄条網に囲まれた監視塔が残るのみであ

る。正面ゲイトには「人にはそれぞれの運命を」の表示が鉄扉に。Dさんはため息をつきながら「連行された人はまずこの文字を読まされて、自分の運命を悟つたでしょう。残酷です！」と。

この収容所はユダヤ人ばかりでなく、ソ連の捕虜8483人は41年10月に連行され、即日首撃ちの刑で殺害。カナダ、アメリカ人の捕虜、同性愛者、身体障害者、ジプシー、共産主義者を連行し強制労働をさせた。連行された人々は持参した荷物や衣服をすべて取り上げられ縦縞の囚人服を着せられた。普通のユダヤ人、政治犯のユダヤ人、共産主義者などと識別できるように▽印等のマークを囚人服に縫いつけられた。この収容所に連行された人は24万人、殺された人は5万6千人。

## 2 日・独政治家の戦争認識の落差

ブランド元首相。社会民主党。ドイツには1968年世代という言葉がある。ベトナム反戦運動から始まったドイツの学生運動は、家庭内論争に発展した。「お父さん、あなたはユダヤ人が連行されたとき何をしてたのか」との問い詰めが社会運動となり、ブランド

氏を首班とする社会民主党政権を誕生させたのが69年。彼は戦時中、ノルウェーに逃れ、反ナチ運動の闘士として知られていた。70年12月7日、そのブランド氏がワルシャワのユダヤ人ゲット跡に建つ慰霊碑に跪いたことはその写真とともに世界中に配信された。のちに彼は「現代史の重荷を背負って、言葉は無効だった」と語っている。

84年に就任した統一ドイツの初代大統領・ワイツゼッカー（キリスト教民主同盟）は、

「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となる」というあの有名な演説の後でこう述べた。「国民全体が有罪とか無罪ということはない。罪は集団ではなく個人にかかるものだからです。罪のあるなしにかかわらず、あの過去を引き受けなければなりません。」過去がもたらす結果に責任を負っている。「目を開き、耳を澄ましていた人なら、ユダヤ人を連れ去る列車に気づかぬはずがない」（95年）

中曽根康弘元首相。「昭和天皇は一貫した平和主義者だ。戦争を避ける努力をした。責任はない」「ドイツは国としてユダヤ人に対する組織的大犯罪をやった。日本とは条件が違う。ワイツゼッカー発言が出るのは

当たり前だ」（『日本とドイツ』朝日文庫）

奥野誠亮元文相「日本人は敗戦直後の占領政策や左翼の言動に洗脳され、一方的に『日本が悪い』侵略行為や残虐行為をやったと思ひ込んでいます」「あれは自衛の戦争だったのです。米英と戦うために。その植民地であるアジアを占領、大変な迷惑をかけかけました。しかし、植民地を解放するという面もありました」（国会の不戦決議インタビュー）

### 3 日・独国民の歴史認識の落差

既述のように、ドイツの政治家は与野党を問わず、国民のコンセンサスの上にある。残念ながら日本ではそうなっていない。というよりも、保守政治家の認識や教育政策や教科書操作によって、国民の意識が引きずられて、右傾化している現状がある。まともな歴史研究者に向かつて「自虐的」との言葉を投げつける。ドイツほど自虐的な国はないと思われるが、ドイツでは自虐史観やニュルンベルク史観などという言葉はない。

私たち日本人は余りにも被害者意識にとられ過ぎた。ヒロシマ、ナガサキ、オキナワ、空襲と、政府が

そのように仕向けたことは間違いないにしてもである。かくいう、私自身にしても、本格的に加害者問題を強く意識したのは78年の「満蒙開拓青少年義勇軍」（歴史地理教育7、8月号）で生徒によって「教師の加害責任」を指摘されて以降のことである。1981年から3年間のシンガポール赴任で確信に変わった。

#### 4 日・独歴史認識の落差の背景

よく比較の対象になるのが、東京裁判とニュルンベルク裁判である。日本ではあの戦争を大東亜戦争と呼び、日本の戦争責任を認めず、欧米の植民地からアジア解放の戦いであったと主張するグループがあり政権をも握る事態になっている。ドイツでは同じ連合国（勝者による敗者を裁く裁判）によるニュルンベルク裁判を否定する声は聞かない。それどころか、ナチスの犯罪を裁くには不十分だとして79年に時効を停止してまでドイツ自らの手でナチスの追及を続け今日に至っている。自国の裁判によって9万人を超えるナチ関係者を裁判にかけ、7000件近い有罪判決を下している。それに対し、日本は49年の中華人民共和国の成立50年の朝鮮戦争で危機感を感じたアメリカ力は日本の民

主化政策を放棄し、戦犯追及を曖昧なまま終わらせる結果になった。天皇の免罪、731部隊の免責等がその例である。それだけではない。アメリカ力は日本を反共の砦として利用することを考え、岸信介（安倍元首相の祖父）らA級戦犯さえ釈放し、教育、警察、マスコミなどあらゆる分野において戦争犯罪の追及をやめ、元の職場に復帰させることさえやってのけた。その戦犯が首相にまで上り詰めるという、およそドイツではありえない展開になったのである。日本ではアジアへの侵略を政府が「侵略」と認めたのは戦後半世紀近くの93年の細川護熙政権が初めてである。次いだ村山政権によるアジアへの謝罪が戦後50年の95年だった。

ようやく積み上げ、国民のコンセンサスにたどり着けるかと思ったアジアへの謝罪の心が2006年の安倍政権の登場によって全てひっくり返された。戦後最悪の安倍政権、それを継いだ菅政権は細川、村山、河野談話に異を唱え、再び大東亜共栄圏を讃え、公然と戦前回帰を鮮明にしている。戦争関連法を成立させ、憲法改正に突き進もうとしている。これが21年の衆院選を前にした日本の歴史認識の現状である。

## 5 日・独戦後賠償、補償の落差

### (1) 日本の場合

日本の被害は戦没者、戦傷者、広島、長崎の被爆者、沖繩戦の犠牲者、空襲の被災者、満蒙開拓団、シベリア抑留者、治安維持法による犠牲者等広範囲に及ぶ。その数は比較的是つきりしている。一方、加害の事実については旧植民地（台湾、朝鮮）出身の軍人・軍属、強制連行された朝鮮人・中国人の数はある程度分かっているが、東南アジア各地での虐殺による犠牲者の数や、半ば半強制労働に就かせられた労務者（ロームシャ）の実態、従軍慰安婦にさせられた人々、731部隊による犠牲者の数など、未だに十分に明らかになつたとは到底言えない。その理由は、戦争認識に関わるが、日本政府が積極的に調査してこようとしなかつたばかりか、隠ぺいすることに熱心だつたことに最大の原因がある。満蒙開拓問題一つを取り上げても、ほとんど、引揚者など民間団体の掘り起こし運動が先行し、行政がそれを追認するというパターンが一般的である。隠ぺい工作については敗戦直後、内務省主導で徹底的に行われた。奥野誠亮氏（戦後文相）は敗戦当時、内務

省課長で「警察関係などを中心に急いで焼けという指示を出し、自分は中部地方を中心に駆け回つて見事その役割を果たした」と自治省OB会の機関紙で自慢話として語っていた。（高島伸欣琉球大学教授の講演）その本人が慰安婦の犠牲者に向かつて「証拠があれば出してほしい」というから開いた口が塞がらない。

戦後日本の戦争被害者に対する補償が軍人恩給の復活で始まつたということは、戦後補償に対する政府の基本的な思想を表している。軍人恩給は占領軍の指示によつて1946年2月に廃止された。「軍人軍属への優遇は不公平だ」との理由によつて。しかし、朝鮮戦争後の1953年に復活。軍人・軍属を中心に階級制に基づく不平等な内容で、台湾、朝鮮人や空襲被害者を除外したことはドイツのみならず、外国人兵士に対して自国民同様な一時金又は年金を支給した米・仏・伊とは違ふ。とりわけ、50年、36年間も「日本人」としてきた台湾・朝鮮人を52年のサンフランシスコ条約を理由に除外したことは許されざる事実である。これら自国民に対する補償は1952年～1991年までにすでに33兆円が支出されている。ところが、加害国への補償は約1兆円であり、とりわけ、現在も韓国

で問題になっている従軍慰安婦や徴用工への個人補償はほとんど支払われていない。

1952年の日本の独立を認めるサンフランシスコ条約によつて、日本に賠償を求めたフィリピン、南ベトナムをはじめ当時の東南アジア各国は軍事独裁政権であり、多くは道路、ダム、港湾など、復興のための社会資本の整備に回されたというが、腐敗政権の懐に入り、ましてや個人に還元されることはなかった。

日本政府がどのような意識で国家賠償に応じたかは大蔵省や外務省の言い分を見ればわかる。先ず、大蔵省「昭和財政史」（東洋経済新聞社刊、1984年）は「賠償協定が遅くなった結果、高度経済成長期に入った日本は、大局的に見て、さほど苦勞せずに賠償を支払うことができたのである。加えて、時期の遅れは復興した日本が東南アジアに経済的に再進出する絶好の足掛かりとして、賠償支払いや無償経済協力を利用するという効果をもたらした」。外務省はもつと露骨に「輸出困難なプラント類や、従来、輸出されていなかった資本財を賠償で供与して『なじみ』を作り、将来の基盤を築くことが、我が国にとって望ましいのである」（外務省賠償部監修「日本の賠償」世界ジャーナル社、

1963年）と正直に書いている。

## （2）ドイツの場合

ドイツ国内の自国民に対する補償は、遺族、戦争捕虜、引揚者等社会保障的な性格を持つものとして1980年代末までに1000億マルク（約6兆4000億円）支払われている。国家賠償については、基本的には国家が分裂していたこともあつて、連合国との平和条約の締結が統一まで留保された。その点、日本とは事情が異なる。そして1953年2月にロンドン債務協定が締結され、支払いが猶予された。しかし、国家間の交渉は進み、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーなど東欧諸国は賠償請求権を放棄した。（日本も中国、インド、カンボジア、ラオス等が対日請求権を放棄した）しかし、各国は「ナチスの迫害による犠牲者」に対する補償は別個の問題であるとした。（日本の場合、対日請求権の中に国民のそれが含まれると明記したのは韓国だけで、中国は別の問題である）ドイツ政府はそれを認め、1949年ドイツ連邦共和国の成立とともに初代首相に就任したアデナウアーは51年9月27日議会の演説で「ドイツ民族はユダヤ人

に対する犯罪を大多数が嫌悪し、ドイツ民族の名において、言葉に言い尽くせぬほどの犯罪がなされその犯罪には道徳的、物的補償が義務付けられている」とその責任を認め、52年、ルクセンブルク協定により、ユダヤ人会議との補償協定を結んだ。52年6月制定の「連邦補償法」には「信念に基づいて、もしくは信仰又は良心のために、ナチズムの権力支配に対して行われた抵抗は、ドイツ民族と国家の福利への貢献である」と明記。2030年までの支払い計画があり、今までに約6兆円、今後さらに1兆円が支払われる予定である。強制労働についても（ポーランドが最大800万人）についても80年代後半に交渉が進み、統一後の92年4月28日「和解金創設」で合意。ロシア、ベラルーシ、ウクライナとも合意。総額日本の65倍。

## 6 歴史認識問題と教育政策の落差

日本で強制連行や従軍慰安婦を巡る裁判で被害者が異口同音に言うことは、賠償は問題ではない、政府による心からの謝罪とあつた事実を若い世代に教育を通じてきちんと言えてほしいと。このことこそが裁判を起す理由だと。日本人はこの声をどう受け止めるの

か。これまで見てきたように、ドイツは政府も国民も加害の事実を認め、謝罪要求を受け入れた。と同時に、ドイツはナチスを生んだ背景に中央集権的、画一的な教育があつたとみて、迷わず文部省を廃止した。教育は地方分権を進め、各州の文部省の下で各学校の自主性と教師の自由を認めている。中央文部省はあるが、大綱を示すだけで、連絡調整機関の役割を担うだけである。ベルリンのギムナジウム（日本の高校）の授業を参観した際、授業をやった先生に聞いた。「ドイツが戦後、文部省を廃止したことは良かったと思えますか」答えは「勿論です。ドイツも反省が遅すぎました。日本はもつと遅すぎますね」返す言葉が見当たらなかった。日本は戦後、文部省の廃止こそ出来なかったものの、教育勅語を廃止し、教育基本法第10条によって、「不当な支配」を許さず、その制度的保障として教育委員会の公選制を導入したはずであった。それも反動化の嵐の中で崩され、教科書検定制度が導入され、教科書の内容を検閲する戦前の流れをくむ教科書調査官が送り込まれた。その厳しいチェックをパスした教科書の採択に現場教師の関与を認めないという世界に例のない統制を行っているのである。2006年の第



一次安倍政権の誕生でこの動きは加速され、12年の第二次安倍政権から菅政権によって日本の教育は絶望的状況下にある。今の状況下ではアジア諸国との歴史認識の共有など望むべくもない。今後中国、韓国はもとより、東南アジア諸国との軋轢は避けられないであろう。かく言う私も1977年に「満蒙開拓青少年義勇軍」を実践したとき、ある生徒が「そのとき先生は何をしていたのか？ 事実をちゃんと調べてから生徒に勧めるべきではないのか」と感想文に書かれたとき、はじめて教師の加害責任に目覚め、加害の歴史に真剣に取り組みようになった恥ずかしい過去を持っている。

(こばやし まさひろ 新潟市)

## 世取山先生にもう一度聞きたかった

11月18日夜メールを受け取った。それには新潟大学の世取山洋介教授が亡くなったという知らせだった。ショック。今度お会いした時にぜひ聴きたかったことがある。

今から7、8年前だったのが、新大法学部で一緒に「教育法」の講義を毎週受けた。講師は世取山先生だった。先生が戦後まもなくの教育基本法の成立過程で、「公民教育」ではなく、「人格の完成」をめざす文言にしたのは、教育刷新委員会かなんかの会議の休憩時間に「公民教育だ」と時の政府の都合のよい政策に教育が使われるので人格の完成にした」というようなことを言われた。その記憶が今となつてははつきりしない。そこで、福田義也著「教育基本法の社会史」(有信堂、二〇一二年)という本を見た。田中耕太郎氏が「このフリーズにはやくからなみなみならぬ関心をよせていた」としか書いてなかった。彼はカトリックを信仰し、彼の「教育改革私見」に「人格の完成」がでてくる。115ページには、このように書いてある。「要綱案」の(一)のなかの「人格の完成」を第一特別委員会が「人間性の開発」にあらため、それを審議室が再度「人格の完成」にもどして、これにたいして総会で反対発言があった。審議室が自案を強引に押しとおすという経過があった。つまり、強引なのは田中文字部大臣のつよい意向によるものであったと書いてある。これからは教育刷新委員会の第一特別委員会の「議事録」を読むしかない。しかし、休憩時間なら議事録には載っていないのかもしれない。先生にもう一度聴きたかった。

(伊藤)